

平成 30 年度

(2018年度)

港区各会計決算等審査意見書

《 概要版 》

港区監査委員

31港監第483号
令和元年8月27日

港区長 武井雅昭 様

港区監査委員 徳重寛之

同 高橋元彰

同 鵜飼雅彦

平成30年度港区各会計決算等審査意見について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項及び同法第241条第5項の規定に基づき、平成30年度港区各会計歳入歳出決算及び平成30年度港区各基金運用状況を審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

(別紙)

平成30年度港区各会計決算等審査意見

第1 審査の対象

- 1 平成30年度港区各会計歳入歳出決算書
- 2 同 港区各会計歳入歳出決算事項別明細書
- 3 同 港区各会計実質収支に関する調書
- 4 同 港区財産に関する調書
- 5 同 港区基金運用状況調書

第2 審査の期間

令和元年7月5日から令和元年8月27日まで

第3 審査の方法

- 1 各会計歳入歳出決算等の計数は、会計室所管の関係帳簿、証拠書類等によって審査した。
- 2 財産については、台帳、証券、関係帳簿等によって審査した。
- 3 基金の運用状況については、関係帳簿等によって審査した。
- 4 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、関係部局の文書等により審査するとともに、あわせてその説明及び資料を求めて審査の参考とした。

第4 審査の結果

1 決算計数等の状況

(1) 各会計歳入歳出決算等の計数は正確であり、様式は関係法令の規定に準拠して作成されていることを確認した。

(2) 各会計歳入歳出決算の総計は

歳入決算額	194,207,143,387円
歳出決算額	183,100,447,152円
歳入歳出差引額	11,106,696,235円

であり、歳入歳出差引額(形式収支)から翌年度へ繰り越すべき財源 136,476,286円(一般会計)を差し引いた実質収支は、10,970,219,949円である。

会計別歳入歳出決算額の内訳は、次表のとおりである。

(単位：円)

会 計 別	歳 入 決 算 額	歳 出 決 算 額	歳入歳出差引額
一 般 会 計	147,423,101,039	138,267,016,272	9,156,084,767
国民健康保険事業会計	25,144,453,211	23,781,177,790	1,363,275,421
後期高齢者医療会計	5,372,609,637	5,259,594,876	113,014,761
介護保険会計	16,266,979,500	15,792,658,214	474,321,286
総 計	194,207,143,387	183,100,447,152	11,106,696,235

- (3) 財産については、台帳、証券、関係帳簿等と照合し審査したところ、調書と一致しているものと認めた。
- (4) 基金については、関係帳簿等と照合し審査したところ、適正に運用されているものと認めた。
- (5) 財務に関する事務及び事務事業の執行状況については、例月出納検査、定期監査、随時監査を別途実施した結果、一部に改善または検討を要するものがあつた。

2 財政運営の状況

平成 30 年度予算は、予算編成方針（平成 29 年 7 月 25 日区長決定）によると、

- 1 施政方針で示した 3 つの区政運営の基本的な考え方にに基づき、施政方針と港区基本計画（後期 3 年）に掲げる取組を確実に実施し、「区民の誰もが安全・安心に、夢と希望を持って暮らせる躍動感に満ちた活力ある港区」、「区民一人ひとりが誇りに思える成熟した国際都市」を実現します。
- 2 港区政 70 周年記念事業で培った行政、区民、民間、全国各地域の「4 つの力」を有機的に組み合わせた「参画と協働」を推進し、各部門の主体性を最大限に発揮した区民生活のすみずみまで目の行き届いた、港区ならではの質の高い行政サービスを提供します。
- 3 予算要求の段階から、全庁一丸となり働きやすい職場づくりを念頭に置き、徹底した業務内容や手法の見直しにより、業務の効率化に向け取組を推進します。
- 4 震災復興基金 1,000 億円確保に向けた着実な積立てや今後の人口増に伴う施設需要に対応するため、「最少の経費で最大の効果」の基本原則を踏まえ、事業のスクラップアンドビルド及び人件費、物件費等の経常的経費の節減など不断の内部努力を徹底します。

を基本方針に、「地域共生社会をめざして、安全・安心を基盤に、活力と笑顔あふれる港区の未来へ大きく踏み出す予算」として編成された。

以下、決算状況について述べる。

歳入・歳出決算額は、前記の表のとおりである。

30年度決算は、各会計全体で、前年度に比べ、歳入で397億7,561万円余、17.0%の減、歳出で387億8,757万円余、17.5%の減となった。

(1) 一般会計について

歳入は、前年度に比べ373億8,776万円余、20.2%の減となった。

この主な理由は、特別区交付金、特別区税が増加したものの、繰入金、地方消費税交付金が減少したことによる。

予算現額に対し、収入率は103.2%となっている。

歳出は、前年度に比べ366億58万円余、20.9%の減となった。

この主な理由は、産業経済費が増加したものの、総務費、教育費が減少したことによる。

予算現額に対し、執行率は96.8%となっている。

決算収支は、形式収支、実質収支とも黒字であった。

30年度の財政の健全性及び弾力性を判断するため、国の決算統計における普通会計ベースによる財政指標を概観する。

ア 財政力指数（第1表）

当該年度以前3か年の、基準財政需要額に対する基準財政収入額の平均割合をいい、財政力の強弱を示す指標である。

指数が1に近いほど財政力が強いといわれ、1を超えた分だけ余裕財源があるとされる。

30年度は1.27（前年度1.25）で、16年連続して1を超えた。

イ 実質収支比率（第1表）

標準財政規模に対する実質収支額の割合をいい、この比率によって、財政運営状況を判断しようとする指標である。

一般的には3～5%程度が望ましいとされているが、30年度は9.8%（前年度10.9%）で、依然として高い率であった。これは、歳入において、特別区交付金、都支出金の増加、歳出において、契約落差及び事業実績の伸びが予想を下回ったこと等の不用額によるものであり、より一層予算の適正な配分・管理が

求められる。

ウ 実質単年度収支（第1表、第2表、図2）

単年度収支に、黒字要素（財政調整基金積立金、区債繰上償還金）を加え、赤字要素（財政調整基金取崩額）を差し引いたものをいい、当該年度における実質的な収支の状況を知るための指標である。

30年度は、前年度（赤字281億7,158万円余）から増加し、26億6,541万円余の赤字となった。

エ 経常収支比率（第1表、図1）

人件費、扶助費、公債費などの義務的経費のように容易に縮減することが困難な経常的経費に、特別区税、地方譲与税等の経常一般財源がどの程度充当されているかによって、財政構造の弾力性を測定しようとする総合的な指標である。

経常収支比率の適正水準は、一般的に70～80%といわれている。数値が高いほど財政が硬直化し、新たな行政需要に対応できる余地は少なくなる。

21年度以降を見ると適正水準で推移してきており、30年度は72.3%で前年度（67.5%）を4.8ポイント上回っている。これは、扶助費等が増加したものの、経常一般財源について、地方消費税交付金等が減少していることによる。

オ 公債費負担比率（第1表、図3）

公債費充当一般財源が一般財源総額に対し、どの程度の割合となっているかを示す指標であり、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかによって、財政構造の弾力性を判断する目安である。

公債費負担比率は2%以下の低い水準を維持しており、30年度は前年度（0.5%）を0.2ポイント下回り0.3%となった。

次に、将来にわたり財政負担となる債務負担行為と年度間で財源を調整するための基金・特別区債の残高について概観する。

カ 債務負担行為（第3表）

30年度の新たな債務負担行為の限度額は295億1,588万円余で、その主な内訳は、（仮称）産業振興センター等整備113億855万円余、赤坂中学校等改築111億2,086万円余等である。

また、債務負担行為に係る30年度の支出額は137億2,370万円余で、前年度（144億8,633万円余）から7億6,262万円余減少した。

30年度の主な支出額は、港区役所庁舎大規模改修60億2,091万円余、（仮称）産業振興センター等整備8億3,929万円余、赤坂中学校仮設校舎賃借7億9,653

万円余である。

30年度支出額のうち一般財源の充当は、97億6,701万円余である。

令和元年度以降の支出予定額は、400億9,498万円余で、主なものは、赤坂中学校等改築111億2,086万円余、(仮称)産業振興センター等整備104億8,809万円余である。

その支出予定額のうち一般財源の充当は、367億7,881万円余が見込まれている。

キ 基金残高、特別区債残高（図3）

基金は、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てまたは定額の資金を運用するために設けられる。基金残高（積立基金、運用基金の総額）の30年度末現在高は、1,643億9,824万円余となった。その主な内訳は、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金660億4,811万円余、財政調整基金477億5,343万円余、教育施設整備基金152億7,995万円余等である。

30年度は、公共施設等整備基金27億1,001万円余、財政調整基金17億7,563万円余等が取り崩されたが、震災後の区民生活の再建並びに産業及びまちの復旧復興のための基金に120億3,178万円余、財政調整基金に49億9,956万円余、教育施設整備基金に23億2,848万円余等が積み立てられ、前年度末基金残高（積立基金、運用基金の総額）より113億7,384万円余増加した。

特別区債は、区の借入金であり、その返済が一会計年度を超えて行われるもので、特別区債残高は10年度から減少し続けている。30年度末現在高は7億2,976万円余で、前年度末現在高10億9,157万円余より3億6,181万円余減少した。

（2）特別会計について

ア 国民健康保険事業会計

前年度に比べ歳入で27億2,620万円余、9.8%、歳出で25億1,274万円余、9.6%減少し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率102.2%、執行率96.7%となっている。

国民健康保険料の対調定収入率は、71.6%となっている。

国民健康保険事業については、毎年度大幅な財源不足が生じており、これを一般会計からの繰入金で補っている。

繰入金の決算額は20億3,182万円余で、前年度（23億6,351万円余）に比べ14.0%減少した。

イ 後期高齢者医療会計

前年度に比べ歳入で 8,891 万円余、1.7%、歳出で 3,497 万円余、0.7%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は 100.4%、執行率は 98.3%となっている。

後期高齢者医療保険料の対調定収入率は、96.9%となっている。

ウ 介護保険会計

前年度に比べ歳入で 2 億 4,943 万円余、1.6%、歳出で 2 億 9,077 万円余、1.9%増加し、形式収支、実質収支は黒字であった。

予算現額に対し、収入率は 98.7%、執行率は 95.9%となっている。

介護保険料の対調定収入率は、94.7%となっている。

3 審査意見

30 年度一般会計及び国民健康保険事業会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ減少した。また、後期高齢者医療会計及び介護保険会計の歳入決算額、歳出決算額は前年度に比べ増加した。

各会計については、計数や関係帳簿等の確認の結果、適正に運営が図られたものと認められる。

歳入では区財政の根幹をなす特別区民税は、27 年度は前年度と比べ減少となっていたが、28 年度から増加に転じ、30 年度は前年度と比べ 18 億 2,416 万円余の増加となった。

国民健康保険事業会計における国民健康保険料の対調定収入率は、微増傾向にはあるものの、他の特別会計と比較して低率で推移していることから、引き続き歳入の確保に努められたい。

一方、歳出では第 3 表の普通会計ベースによる債務負担行為における新規債務負担行為限度額を見ると、295 億円余と前年度と比べると 374.3%増加しており、債務負担行為全体の令和元年度以降の支出予定額は 400 億円余となっている。

これは、基金残高 1,643 億円余の約 24.3%に相当する額であり、今後の財政運営には十分留意されたい。

今後も引き続き、いかなる社会経済情勢等の変化にも柔軟に対応し、「最少の経費で最大の効果」を実現するよう努め、創意工夫を凝らした弾力的な財政運営が図られることを期待する。

第 1 表 普通会計ベースによる各財政指標

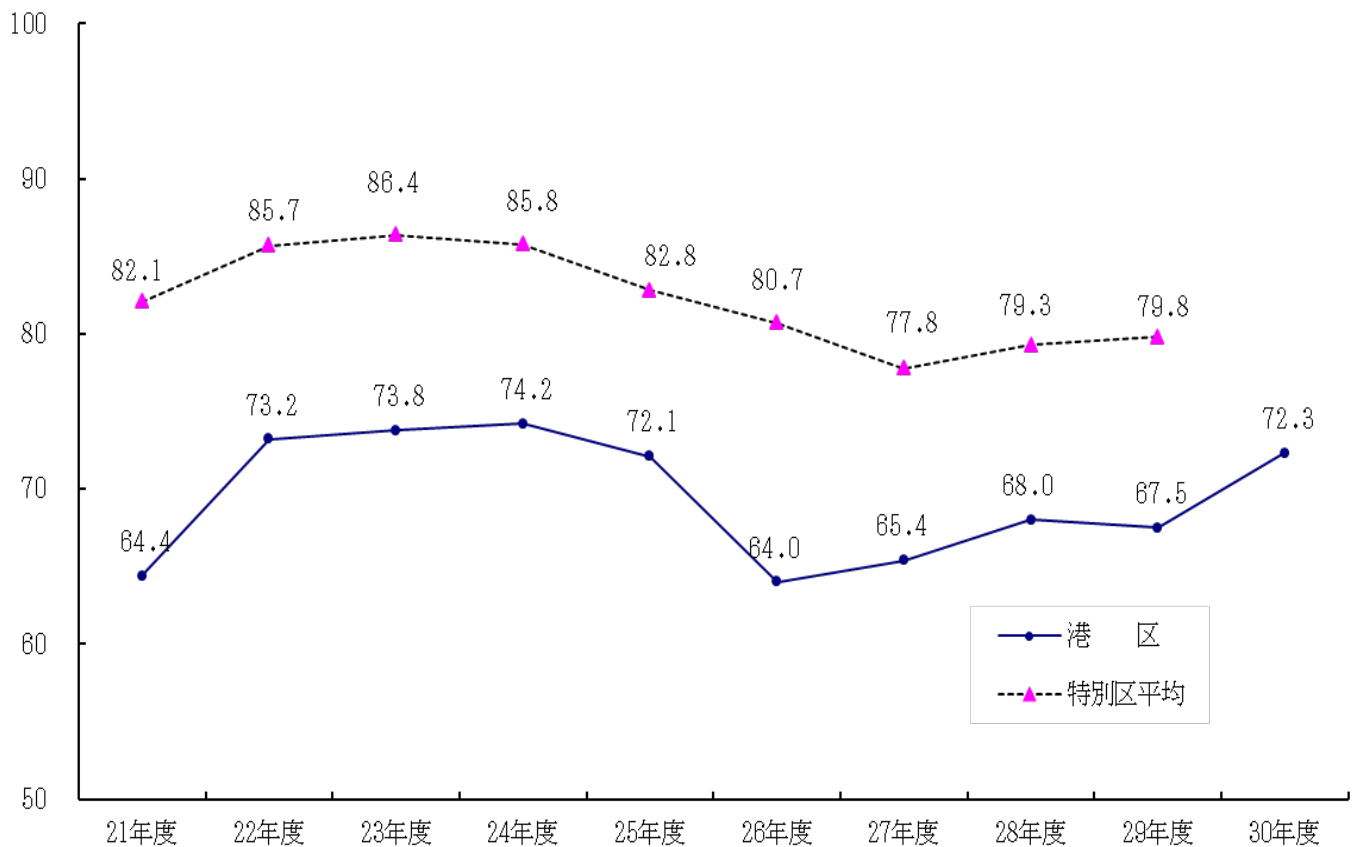
(単位：千円・%)

区 分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
基準財政需要額	53,348,069	57,104,224	57,759,689	55,649,457	59,992,596
基準財政収入額	61,313,554	66,372,956	72,265,796	74,254,052	74,118,491
標準財政規模	75,552,703	83,779,255	89,051,367	91,095,841	92,016,704
財政力指数	1.20	1.17	1.19	1.25	1.27
実質収支比率	14.8	11.0	7.8	10.9	9.8
実質単年度収支	△ 753,833	△ 2,254,910	△ 2,246,334	△ 28,171,587	△ 2,665,413
経常収支比率	64.0	65.4	68.0	67.5	72.3
公債費負担比率	1.1	1.1	0.9	0.5	0.3

(注) 単位は、財政力指数を除く。

図 1 経常収支比率の推移

(単位：%)



第 2 表 普通会計ベースによる実質単年度収支の推移

(単位：千円)

年度	歳入 (A)	歳出 (B)	形式収支 (A) - (B) (C)	翌年度へ 繰り越す べき財源 (D)	実質収支 (C) - (D) (E)	単年度 収支	実質単年度 収支
30	147,313,117	138,157,032	9,156,085	136,476	9,019,609	△ 919,692	△ 2,665,413
29	184,674,026	174,730,757	9,943,269	3,968	9,939,301	3,017,415	△ 28,171,587
28	135,352,780	128,423,868	6,928,912	7,026	6,921,886	△ 2,300,859	△ 2,246,334
27	129,299,708	119,971,292	9,328,416	105,671	9,222,745	△ 1,928,493	△ 2,254,910
26	160,447,216	149,211,903	11,235,313	84,075	11,151,238	3,549,112	△ 753,833
25	116,591,033	106,227,736	10,363,297	2,761,171	7,602,126	700,274	848,143
24	107,104,357	100,128,063	6,976,294	74,442	6,901,852	△ 756,192	△ 564,961
23	108,593,033	100,932,389	7,660,644	2,600	7,658,044	2,171,204	475,564
22	105,123,747	99,089,266	6,034,481	547,641	5,486,840	△ 4,176,060	△ 3,896,826
21	130,455,848	120,500,831	9,955,017	292,117	9,662,900	80,055	456,301

図 2 実質単年度収支の推移

(単位：億円)

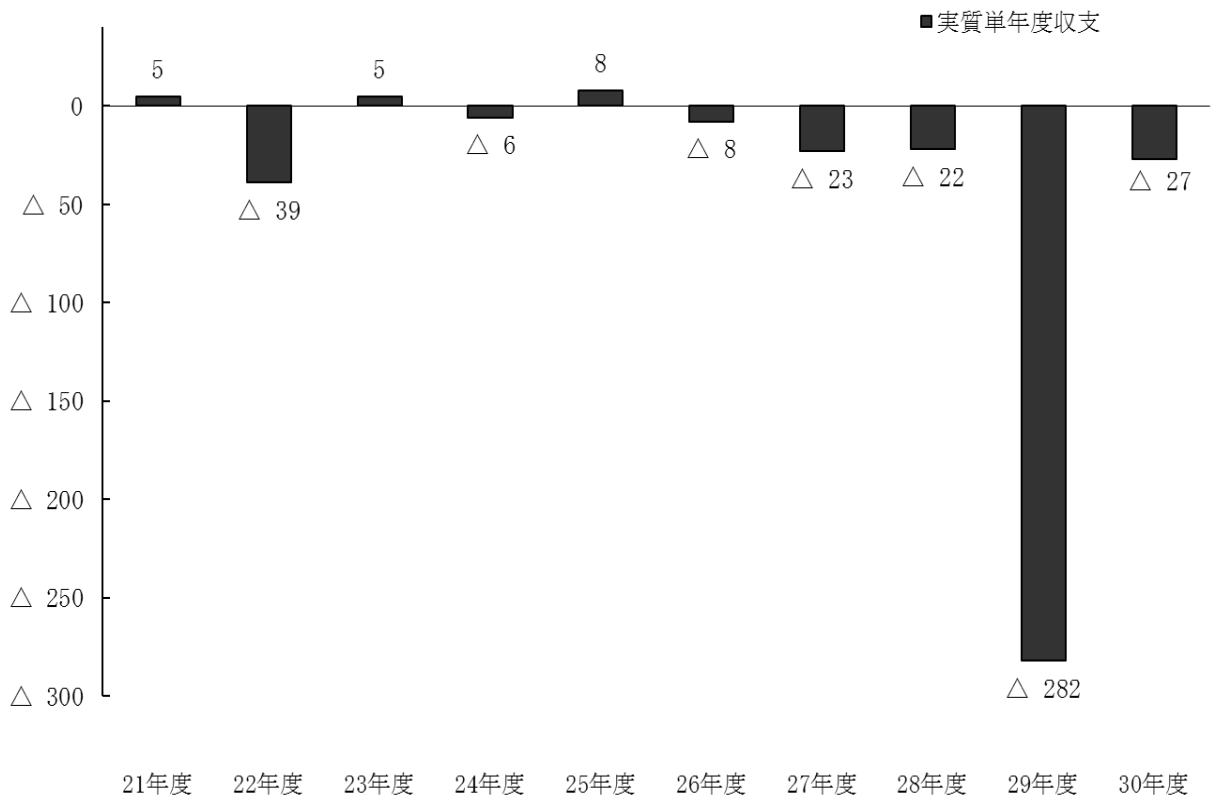
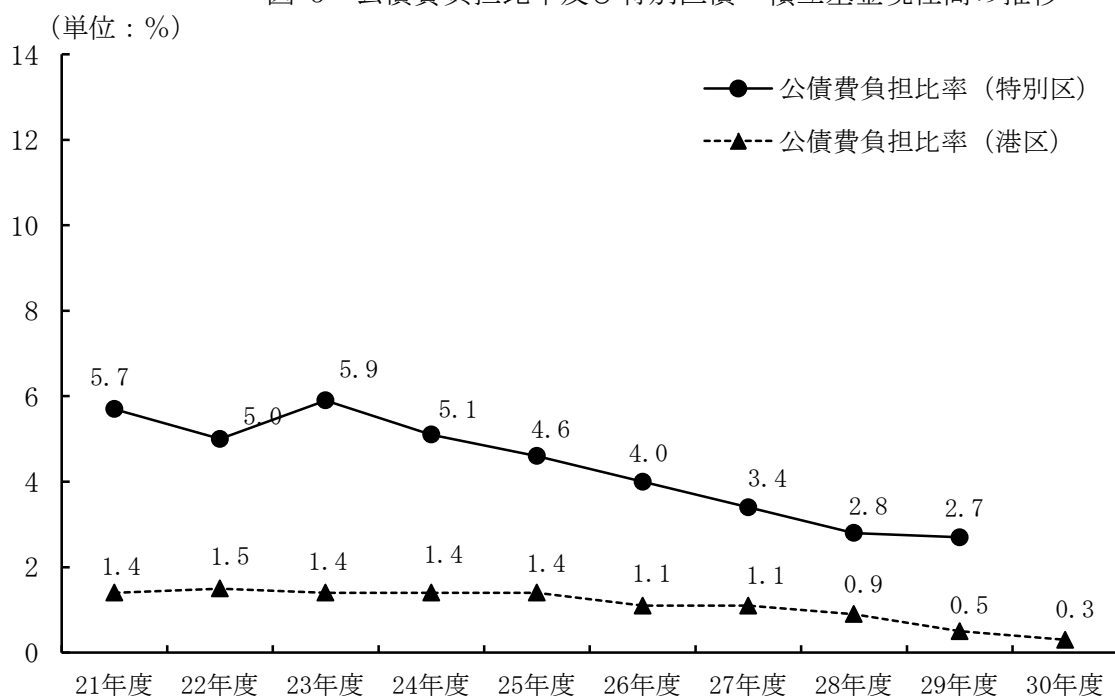
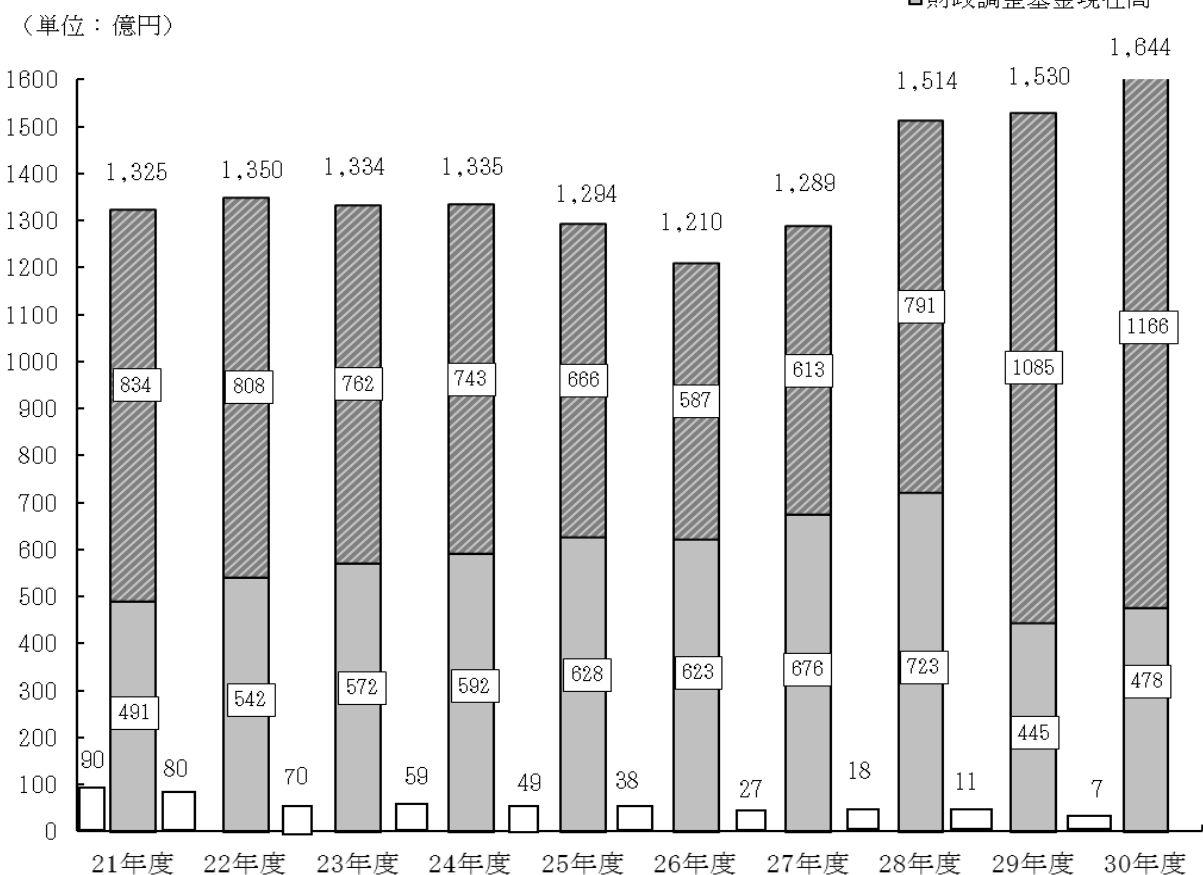


図3 公債費負担比率及び特別区債・積立基金現在高の推移



※21年度以降は、積立基金、運用基金の総額

□ 特別区債現在高
 ■ その他基金現在高
 ▨ 財政調整基金現在高



3表 普通会計ベースによる債務負担行為

(単位：千円・%)

年度	当該年度			翌年度以降		歳出総額 (B)	支出額(A)の 歳出総額(B) に対する割合 (A)/(B)
	新規債務 負担行為 限度額	支出額 (A)	うち充当 一般財源	支出予定額	うち充当 一般財源		
30	29,515,882	13,723,704	9,767,016	40,094,982	36,778,819	138,157,032	9.9
29	6,222,576	14,486,331	6,885,733	20,102,243	15,458,148	174,730,757	8.3
28	11,382,775	3,665,298	2,753,264	29,737,640	24,133,885	128,423,868	2.9
27	9,525,930	3,380,914	2,608,119	22,160,627	15,969,628	119,971,292	2.8
26	5,526,431	31,192,021	15,481,377	15,459,204	8,459,901	149,211,903	20.9

◎一般会計 主要事項に関する意見

歳入決算について

(ア) 特別区民税の収納確保対策について

歳入の根幹をなす特別区民税の収入済額は、725 億 8,929 万円余であり、前年度に比べ、18 億 2,416 万円余、2.6%の増加となった。

区では、特別区民税の収納率向上のため、様々な納付手法を取り入れている。平成 30 年度からは、モバイルレジにクレジットカードでの納付方法を追加した。

また、これまで、事業者等特別徴収義務者は、個人住民税を従業員の毎月の給料から天引きにより徴収し、個別に各地方公共団体に納付してきた。

令和元年 10 月から、事業者等特別徴収義務者向け電子納税が開始され、インターネットを利用した地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて一括で各地方公共団体に納税することができるようになる。区でも今後、電子納税に対応できるよう、準備を進めている。

特別区民税は前年の所得に対して賦課されることから、所得の変動がその後の納付能力に大きく影響する。このため、滞納者の状況をよく把握し、納付相談等を適切にすすめるとともに、納付能力がありながら未納が続く滞納者に対しては財産の差し押さえや公売を執行するなど、適正に職権を行使し、収納確保に努められたい。

今後とも、費用対効果を踏まえ、納付しやすい環境を整備するとともに、滞納状況に応じた滞納整理事務を積極的に推進し、税の公平性を確保しつつ、収納率の向上を図られたい。

平成 29 年度のふるさと納税による区の特別区民税の減収は、23 億 7,000 万円（区民税に占める割合 3.3%）、平成 30 年度は 31 億 8,000 万円（区民税に占める割合 4.4%）となり、区における寄付金控除額は年々増加しており、現在建築工事中の保育施設は関連工事を含めた整備費用が 15 億 3,617 万円余であることから、保育施設 2 園が整備できる金額となっている。

国は、過度な返礼品の抑制に踏み出した。しかし、今後もふるさと納税が拡大した場合は、区税の減収が区民サービスの低下につながる懸念される。引き続き区財政への影響をよりわかりやすく周知することが重要である。

一方、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえた、港区版ふるさと納税は、過度な返礼品競争に加わることなく、寄付の用途として、「台場の水質改善」、「港区マラソン」、「運河に架かる橋のライトアップ」、「区政全般を応援する」に加え、平成 31

年 1 月 1 日より新たな寄付先として、「すべての子どもに居場所と学びの環境を整える」を追加した。

港区版ふるさと納税は、寄付者自身が寄付金の使い道を選び、区の取り組みを応援する制度である。積極的なPRを続け、この制度が定着することを期待する。

※eLTAX（エルタックス）：全国の地方公共団体（都道府県・市町村・特別区）が共同で運営する地方税共同機構が提供する地方税ポータルシステム。

（イ）適切な債権管理について

一般会計の収入未済額は 30 億 1,137 万円余となっており、前年度に比べ 1 億 6,495 万円余 5.2%の減となった。

このうち主なものは特別区民税 21 億 1,152 万円余で、一般会計の収入未済額の 70.1%を占めている。

特別区民税の収納率は、現年度分が前年度を 0.2 ポイント上回ったが、滞納繰越分では前年度を 2.3 ポイント下回った。特別区民税は区の歳入の根幹をなすものであり、収納確保対策の基本は現年分の収納率を向上させることである。納付しやすい環境整備や、きめ細かく納付相談をすすめるなど一層の収納確保に努められたい。

住宅使用料の収入未済額については、3,530 万円余で、前年度に比べ 216 万円余 5.8%の減となった。住宅は区民の暮らしを支える基本となるものであるが、公共住宅として受益者負担を求めるとともに、適正な管理を進めることが不可欠である。滞納者に対しては、生活状況等を的確に把握し、訴訟も視野に入れながら、時機を失することなく、適切な対応をとることが重要である。また、奨学資金貸付金返還金をはじめとする各種貸付金返還金の収入未済額は 8,850 万円余となっており、前年度に比べ 318 万円余 3.7%の増となった。

借受人の状況を十分把握するなかで、きめ細かく相談に応じ適切な対応をとることが重要である。

不納欠損は、既に調定された歳入が何らかの理由により徴収しえなくなったことを示す決算上の取扱である。不納欠損処分に当たっては、厳正かつ適切な執行を行わなければならない。一方で、徴収事務の効率的、効果的な執行の観点からは、徴収不能または徴収困難であることが明白となった債権について不納欠損処分を適時、適正に行うことが求められる。債権は滞納期間が長くなると徴収が困難になり、かつ徴収に多大なコストを要する。

債権管理条例の趣旨を踏まえ、私債権の管理に関する事務の状況を的確に把握するとともに、負担能力がありながら履行しない債務者に対しては、訴訟手続きを含む積極的な徴収に努め、負担の公平性の確保と収入未済額の縮減を一層進めていくことを期待する。

歳出決算について

(ア) 執行状況について

予算現額に対する執行率は、96.8%で、前年度（97.3%）を0.5ポイント下回った。支出済額は、1,382億6,701万円余で前年度（1,748億6,759万円余）に比べ366億58万円余減少した。この理由は、震災復興基金積立金、新郷土資料館等複合施設整備や（仮称）子ども家庭総合支援センター用地取得の減などによる。不用額は、44億5,054万円余で前年度（48億4,628万円余）に比べ3億9,573万円余減少した。

次表をみると、執行率は過去10年で最高となった前年度を下回った。引き続き適正な執行率となるよう予算の適正な配分・管理に努力されたい。特別区民税収入は、人口の増加等により平成29年度と比べて18億2,416万円余の増収となった。今後の税収の推移等を十分に踏まえ、重要施策の着実な実施や区民福祉の向上のための施策の推進を望むものである。

歳出予算執行状況の推移

(単位：千円・%)

年 度	予 算 現 額	支 出 済 額	不 用 額	執行率
30	142,854,037	138,267,016	4,450,544 ※	96.8
29	179,717,850	174,867,598	4,846,284 ※	97.3
28	132,680,539	128,515,959	4,139,746 ※	96.9
27	125,998,624	120,105,433	5,787,520 ※	95.3
26	155,731,192	149,323,849	6,277,268 ※	95.9
25	114,127,005	106,302,789	5,063,045 ※	93.1
24	105,398,657	100,251,490	5,072,723 ※	95.1
23	106,769,793	101,074,329	5,692,863 ※	94.7
22	105,318,577	99,259,305	5,476,783 ※	94.2
21	129,207,629	120,604,472	8,268,996 ※	93.3

※繰越明許費があるため不用額＝予算現額－支出済額とならない。

(イ) 子どもたちを健やかに育むまちの実現について

区は、これまで、子育てしやすい環境の整備や子どもたちを守り育む施策の展開に、全庁あげて取り組んできた。

保育園等への入園を希望している待機児童を解消するため、平成 30 年度には新橋保育室など保育室を 3 園新規開設するとともに、区立港南緑水公園内に私立認可保育園を誘致した。区立公園内への保育園設置は、これまでにない画期的なことである。さらに、新設または開設間もない保育園の 3 歳児以上の空きクラスを活用した 1 歳児の定員拡大など、様々な手法を用いて働きながら安心して子育てができる環境の整備、拡大の取り組みを重ね、平成 31 年 4 月に待機児童ゼロの実現を果たしたことは高く評価する。

一方で、国は、10 月から保育園・幼稚園における 3 歳児クラス以上の保育料については無償化を開始する。在宅でも生じる費用であるとして給食費は無償化の対象から除かれるが、区はこれまでも第 2 子以降の子どもの保育料を無料としており、給食費についても第 2 子以降については無料とする方針を打ち出している。

来年 1 月にはこれまで受け入れが困難であった医療的ケア児・障害児を受け入れる区立元麻布保育園が開設される。また、4 月には障害児や発達に支援が必要な子どもが、集団生活に適応できるよう支援するため「港区立児童発達支援センター」を開設する。障害を持つ子も持たない子も、様々な個性を発揮するなかで、共に遊び、育ちを見守る環境を整えることは、地域において様々な困難に直面し、孤立しがちな、障害をもつ子どもとその保護者にとって大きな支えとなる。

今後も、子育て世代の増加が見込まれるなか、これまでも望まれていた保育ニーズへの対応などにより、保育園等への期待は高まるものと考えられる。区がこれまで積み重ねてきた、安心して子育てできる環境づくりの成果を踏まえながら、今後の保育需要の変化・推移に柔軟に対応していくことを期待する。また、様々な要望に応えながら献身的に子どもたちを見守り、育む職員に対して、敬意を表するものである。

さらに学童期において、放課後の適切な遊びと生活の場である学童クラブを必要とする児童の受入れに迅速かつ的確に対応するため、民間ビルを活用し新たに学童クラブを開設するなど定員拡大を進めてきた。

なかでも、貧困などによる子どもの学習の機会の格差や、孤食・栄養の偏りが問題となっている。未来を応援する施策として、学校の授業とも連携した学習支援の充実も必要と考える。また、温かな食事と団らんの提供を通じて、子どもが安心して過ごせる居場所をつくり、子どもに寄り添い、子ども

を見守り、支えながら、子どもとその保護者を孤立から守る取組も重要であり、より一層の推進を期待する。

また、児童虐待や非行等の問題、子どもの養育に関し子どもと家庭に寄り添い、支える「(仮称) 港区子ども家庭総合支援センター」が開設される。子どもが虐待を受け死亡する事件の報道が後を絶たないなか、保護者からの相談にきめ細かく、様々な機関と連携して子どもを虐待等から守っていく拠点が整備されることは、極めて重要である。

生まれ育った環境のなかで、子どもたちが自らの能力を思う存分発揮することができるよう、妊娠期から子どもの自立、「子育て」から「子育て」まで一貫した、港区ならではの子どもの未来応援施策、子育て支援施策の充実に期待する。

(ウ) 働き盛り世代の健康づくり、高齢者や障害者の心豊かにいきいきとした生活を支援する取組について

30歳代から50歳代は、働き盛り世代と言われている世代ではあるが、一方では、厳しい就職環境を経験し、子育てや親の介護、自身の老後への備えなどに直面する世代とも考えられる。

これまでも区は、30歳代から50歳代を中心とした世代の生活習慣病の予防や改善、がんの早期発見・早期治療の対策に取り組んできた。平成30年度に開設された「港区立がん在宅緩和ケア支援センター」は、がんになっても住み慣れた地域の中で、働きながら安心して療養生活を送ることができるよう、医療機関をはじめ関係機関等と緊密な連携を図りながら、相談体制の充実や企業等への啓発を図る拠点となるものである。

がんは、誰もがかり患する可能性があり、とりわけ様々な生活上の課題を抱えながら暮らしている世代の区民にとって脅威であり、発病した際には、大きな衝撃と不安にさいなまれることも考えられる。がんに関わった区民の生活を支え、がんと闘う意志を共に高めていく取組を高く評価するものである。

令和7年(2025年)には、団塊の世代が全て75歳以上になる。医療や介護の関係団体が連携して在宅療養生活を支える、港区地域包括ケアシステムが推進され、赤坂コミュニティプラザ内とみなとパーク芝浦内に「在宅療養相談窓口」が開設された。高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることを支える取組みの大きな一歩になったと考えている。また、生活費の管理や生活支援を受けるための契約の管理など、日常生活に支障がある人には、成年後見制度の利用がしやすくなるように、区が主体となって、権利擁護の支援関係団体等と地域で支え合えるネットワークづくりを進めること

も重要と考えている。

今後も超高齢社会が進む中、地域で高齢者の安心した生活を支えるため、様々なニーズに応じたきめ細かな施策の展開を期待している。

また、区はこれまでも、「心のバリアフリー」を推進し、ともに暮らしやすい社会を実現するための啓発活動に取り組んできた。障害には様々な特性があり、意思の疎通を図るための手段は、それぞれの状況によって異なる。日常的に使う手話を言語として受け止めることなど、障害者への配慮や対応の方法について、なかなか浸透していない現状が、障害者にとって不便や不安を感じる障壁となっていると感じる。誰もが疾病や事故、高齢化によって、何らかの障害を持つことも考えられる。よく言われることだが、まさに相手の立場に立って、想像力を発揮することが重要であると考え。意思の疎通を図る手段である手話をはじめ白杖など、障害者が日常生活を送るうえで必要な手段についての理解を、区民や事業者に向けてさらに広めていくことを期待するものである。

疾病による療養生活や高齢・障害などによる様々な生活上の不安を理解し、様々な世代がともに支え合いながら、いつまでも安心して住み続けられ、誰もがいきいきと活躍できる地域づくりに、今後も全力で取り組まれることを期待する。

(エ) 多彩な魅力の活用・発信や地域の活性化に向けた取組について

今年開催されるラグビーワールドカップ 2019 や、目前に迫った東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、港区の魅力やブランドを国内外に広く発信することは、国内はもとより世界各国から多くの人々を呼び込み、地域のにぎわいの創出や活性化を進める上で、きわめて大きな意義を持つものと考えられる。

区では、平成 29 年 1 月に「港区シティプロモーション戦略」を策定し、地域の魅力やブランドの発信に加え、地域の活性化や地域への愛着を育むためのさまざまな取組を実施している。

この取組の一環として、区は平成 30 年度に港区にゆかりのある著名人等 69 名を港区観光大使として任命した。

観光大使の方々が、日々の生活の中で培った地域に根ざした歴史や文化、伝統、さらにまちの隠れた魅力についての深い知見は、何ものにも代えがたい港区の貴重な財産である。この方々がその知名度や人柄、専門性を生かし、高層ビルが立ち並ぶ先進的な都市にあっても、港区ならではの人情味あふれるまちの魅力をきめ細かく情報発信されることに大いに期待している。

また、VR（バーチャルリアリティ）技術を駆使した取組では、港区内の観光スポット等を巡る疑似体験ができるワールドプロモーション映像を制作し、SNSやホームページ上でその周知を図っている。

これらの映像は、それを見る人にあたかもその場にいるかのような臨場感や躍動感を与えるものであり、新たな取組として注目したい。

さらに、区は第3次港区観光振興ビジョンの中で「観光資源の発掘・活用と観光ルートの創出」として「ナイトライフの観光資源化」を掲げており、区内の魅力的な夜景スポットや付近の繁華街等を巡るツアーの実施、また夜景スポット等を紹介する冊子の作成等の取組は、国内外の人々が港区に興味や関心を持ち、港区への来訪意欲を高める上での効果は大きいと言える。

一方で、国内外から多くの来訪者を迎えることは、文化や生活習慣の違いによるトラブルなど、地域の安全・安心や日々の住民の暮らしに少なからず影響を与えるという側面もある。

区は、この点に十分留意し、地元の町会・自治会をはじめ、商店街などの多様な主体の意見をしっかりと受け止め、連携することにより、にぎわいのあるまちの創出など、地域の活性化に寄与するよう施策を展開されたい。

（オ）職場における人材育成について

平成30年度の定期監査においても、起案文書の事案専決区分の誤り、消せる筆記用具を使っただけの会計関係書類の作成や領収書等の首標金額の記載漏れ・数字訂正など、極めて基本的な事務処理に関する誤りの事例が見受けられた。また、区が委託した事務の実施報告書を供覧していないものや供覧者の押印がないなど、契約・支出に係る会計事務や文書管理の基本的な考え方を理解していないと思わざるを得ない事例もいまだに多く見受けられる。

事務の適正な処理方法や進め方については、これまで各職場の日常業務のなかで、上司や先輩等から指導を受けながら個々の職員が身に付けてきたと考えられる。また、会計、文書事務等に関する諸規則・規程等において、事務の適正な処理をすすめる役割を担う職員も位置づけられている。

しかしながら、定期監査の結果からは、このような課や係を単位とした組織の持つべき「人材を継続的に育成していく機能」が十分発揮されていないのではないかと危惧せざるを得ない。会計事務等に関する規則等で位置づけられた職員やOJT担当等の役割を明確にするとともに、具体的な日常業務のなかで、より一層きめ細かな確認・指導をしていくことが必要である。

そして、これまで「やれて当たり前」としてなかなか目が向きにくかった個々の職員の適正な事務処理に向けた努力と、それを支える課や係が一丸と

なった人材育成などの地道な努力の積み重ねを積極的に評価するとともに全庁で共有することが極めて重要であると考える。

平成 30 年度から実施された区長による「業務改善表彰」で受賞した取組を見ると、全庁挙げての新規事業から、介護認定業務の効率化による審査日数の大幅な短縮を実現した取組、税務の徴収率向上や清掃事務所の雑紙のリサイクル推進の取組など、それぞれの職場の日常的な業務の中から職員が知恵を出し合い、改善策の試行錯誤を繰り返しながら作り上げた事例も多く見受けられた。真摯に職務に向き合う職員の姿勢や意識の高さが感じられた。

今後も、OJT 担当者の相談・指導力の強化とともに、区長表彰制度も活用するなかで、適正な事務処理に向けた課や係を単位とする職場での人材育成の取組を、業務改善や働きやすい職場づくりの観点から働き方改革の分野に位置づけるなど、各職場での日常的な取組や、着実に努力を重ねる職員と職員集団の取組にスポットを当て、評価する姿勢を明確にすることによって、職員のモチベーションアップと優れた取組を全庁で共有し、より一層の人材育成に取組まれない。